

# リスクの取り扱いについての一試考

— 排出事業者と輸送貯留事業者との間の合意数量のCO2が  
引渡／引取貯留されなかった場合を例として —

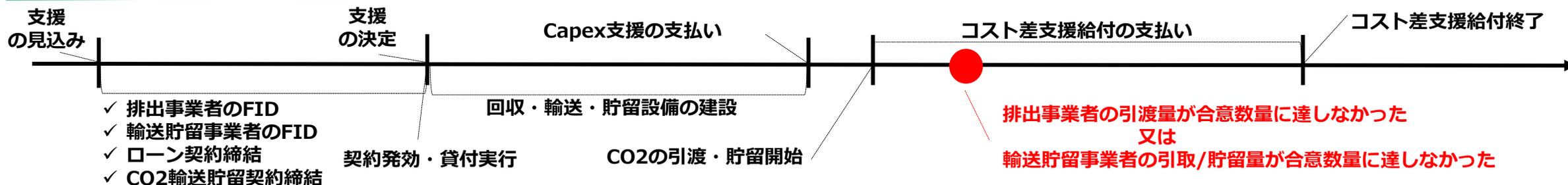
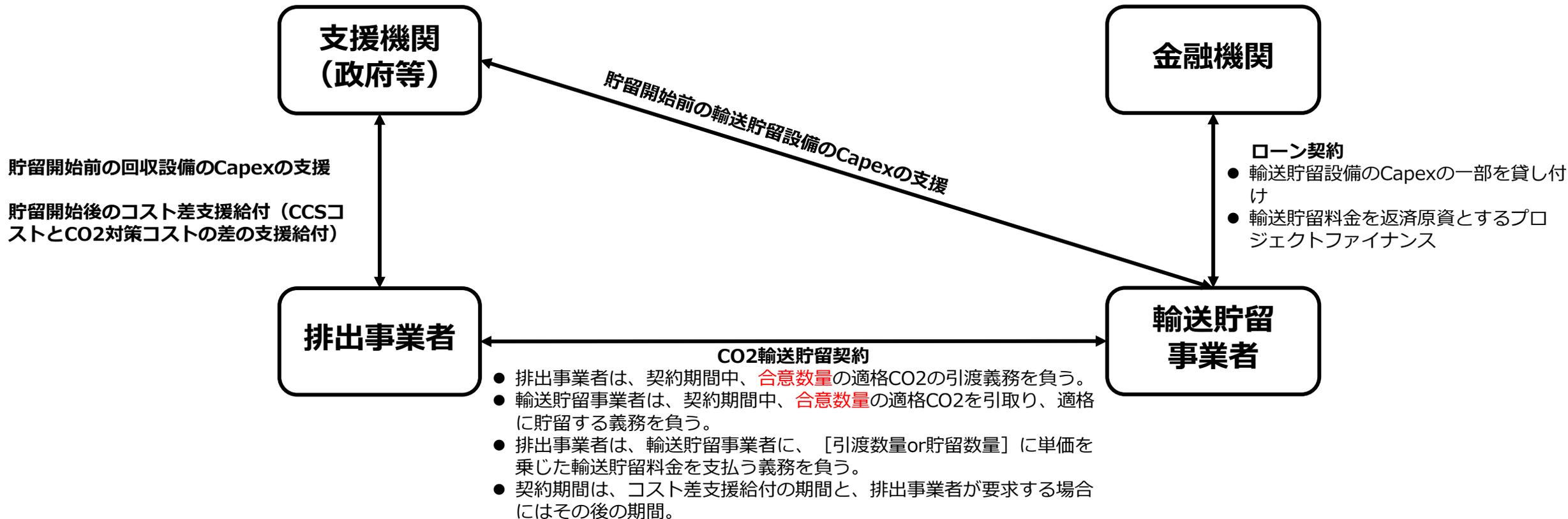
---

2025年3月28日

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

パートナー 弁護士 紺野 博靖

# 相関関係・時系列 (例)



# 「合意数量」設定時の考慮要素・設定方法（例）

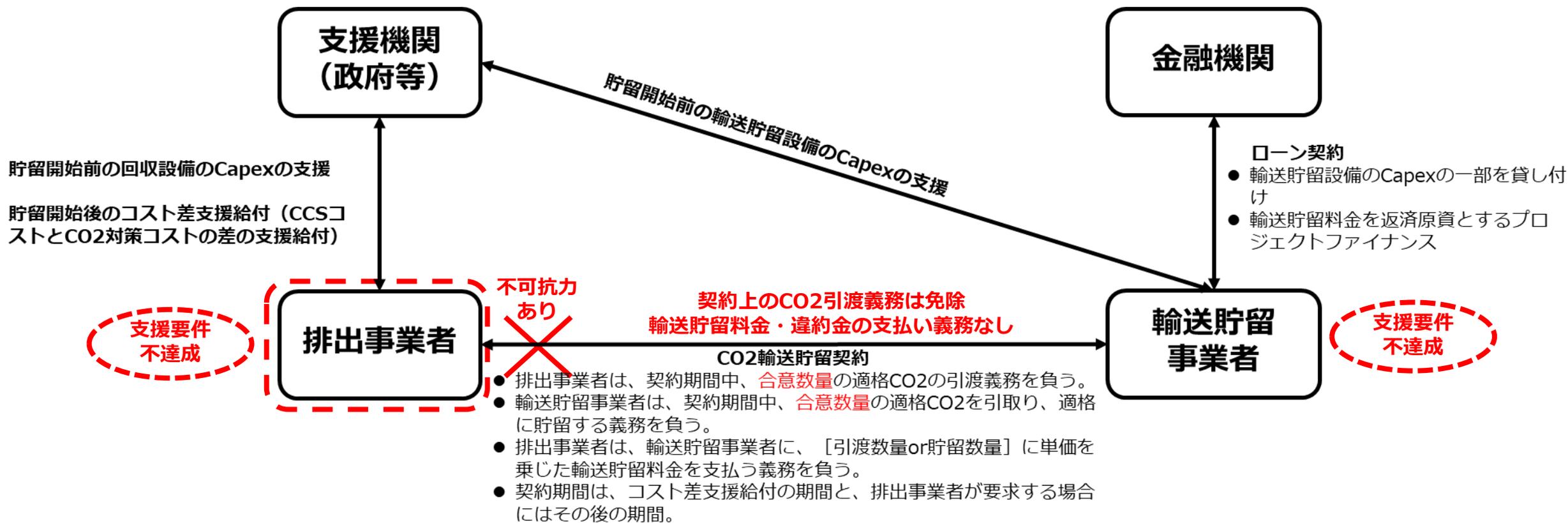
排出事業者側	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援機関からのCapex支援及びOpex支援の要件を満たすに足る「合意数量」とする必要がある。支援の要件は、回収量、回収率、貯留量、貯留率などで定められることが考えられ、それらに対応して「合意数量」を設定する。</li> <li>● 回収設備のキャパシティに対応した「合意数量」を設定する必要がある。</li> <li>● 自社の製品・サービスの需要見通しに応じてCO2の排出量が決まるので、当該見通しに対応して設定する必要がある。</li> </ul>
輸送貯留事業者側	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援機関からのCapex支援及びOpex支援の要件を満たすに足る「合意数量」とする必要がある。支援の要件は、貯留量、貯留可能量などで定められることが考えられ、それらに対応して「合意数量」を設定する。</li> <li>● 輸送貯留設備のキャパシティに対応した「合意数量」を設定する必要がある。</li> <li>● 輸送貯留料金のキャッシュインに基づき収益を確保とローンの返済をするので、収益見通しとローン返済計画に対応して設定する必要がある。</li> </ul>

- ✓ 合意数量の単位期間は、年単位、月単位、週単位、日単位、時間単位など、バリエーションが考えられる。
- ✓ 各単位期間毎に基準数量を定めた上で、一定の上下限の許容範囲内で、都度、合意数量を設定できる方法も考えられる。
- ✓ 各期間を通じた基準数量の繰越・繰延も考えられる。
- ✓ 契約期間を通じて単位期間当たりの基準数量を終始一律とするのではなく、初期・中期・後期、需要期・閑散期、夏冬期・春秋期などの時期に応じて基準数量にバリエーションを設けることも考えられる。

# 不可抗力事由

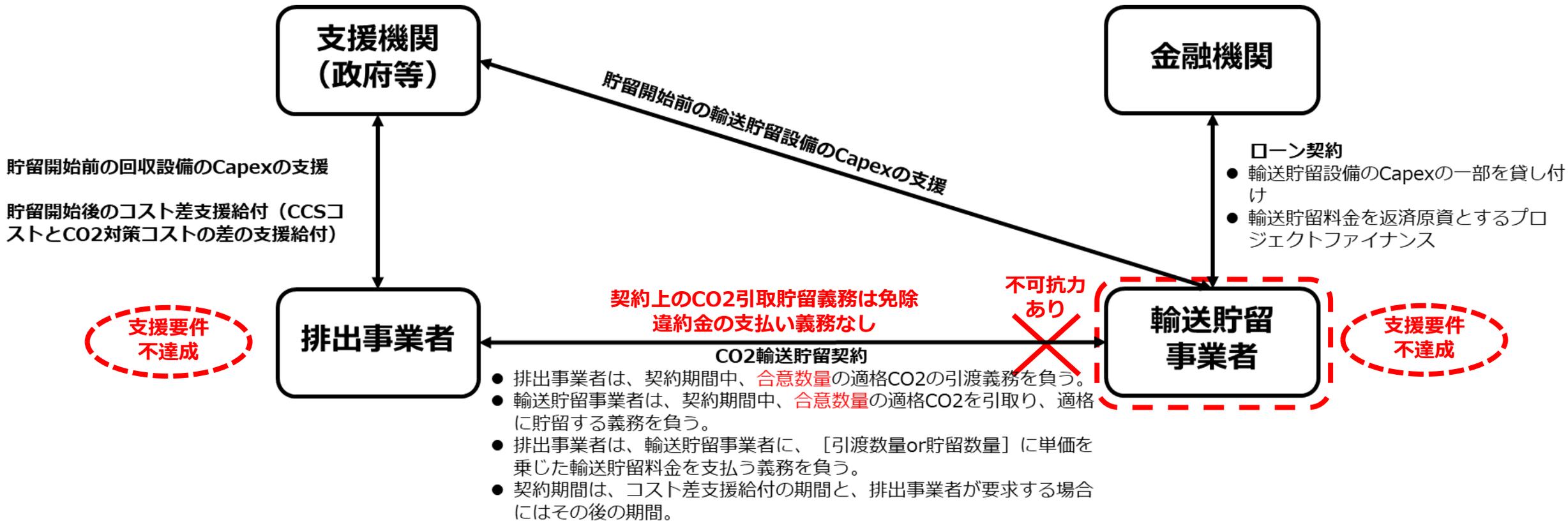
- ▶ 一般に、不可抗力条項は、ある契約上の義務の不履行又は遅延が、合理的にみて、当該義務当事者のコントロールの及ばない事由又は原因による場合に、当該義務の不履行又は遅延の責任を免除する旨を定める条項。そして、ここにおける「**合理的にみて、当該義務当事者のコントロールの及ばない事由又は原因**」が「**不可抗力事由**」と定義される。
- ▶ 不可抗力条項では、「不可抗力事由」の例示として、自然災害（地震、洪水、暴風雨、台風等）、火災、伝染病、パンデミック、戦争、内乱、テロ行為、労働争議、ストライキ、住民運動、ロックアウト、停止命令、法令改正等が列挙される場合がある。ただし、例示列挙の場合、例示されていない事由も不可抗力事由に該当し得る。また、例示された事由であっても、「合理的にみて、当該義務当事者のコントロールの及ぶ事由又は原因である場合」は不可抗力事由に該当しない。
- ▶ 不可抗力事由の該当性は、事案毎に判断される。

# 排出事業者側の不可抗力事由によって、 排出事業者のCO2引渡量が「合意数量」に達しなかった場合



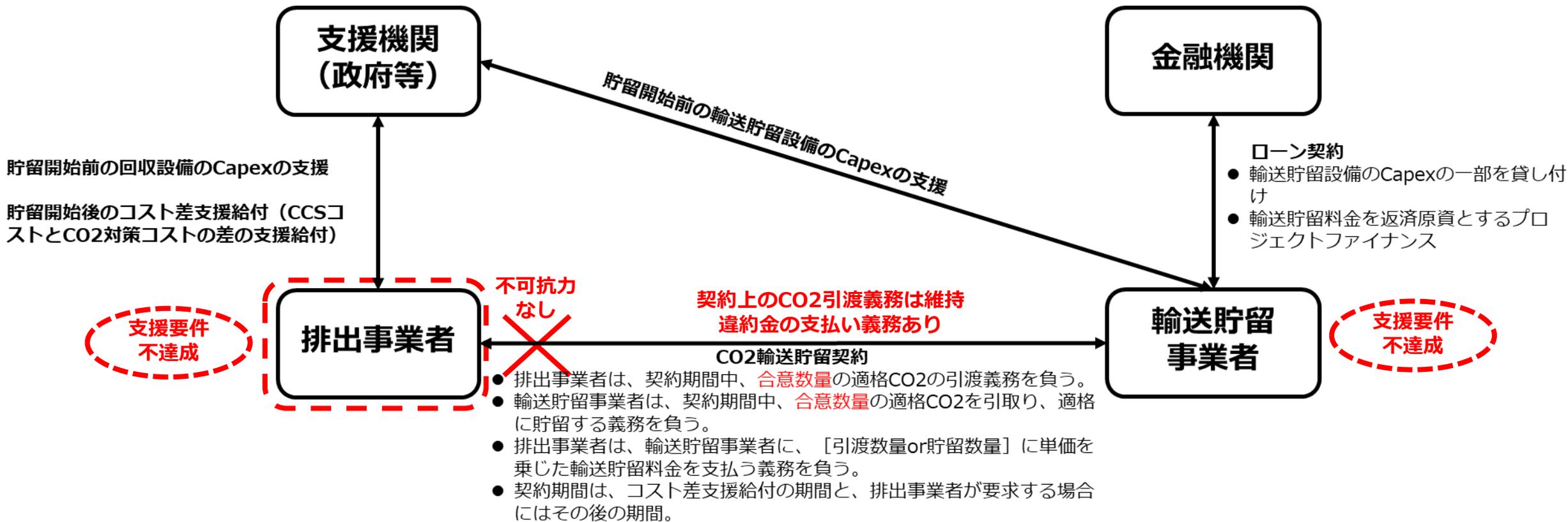
- ✓ 輸送貯留事業者にとっては関知しない事由。支援機関から輸送貯留事業者へのOpex (設備維持・待機費用等) 支援の措置が必要か。
- ✓ 輸送貯留事業者にとっては関知しない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か。
- ✓ 排出事業者にとっても帰責性のない事由。支援機関から排出事業者へのOpex (設備維持・待機費用等) 支援の措置が必要か。
- ✓ 排出事業者にとっても帰責性のない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か。

# 輸送貯留事業者側の不可抗力事由によって、 輸送貯留事業者のCO2引取貯留量が「合意数量」に達しなかった場合



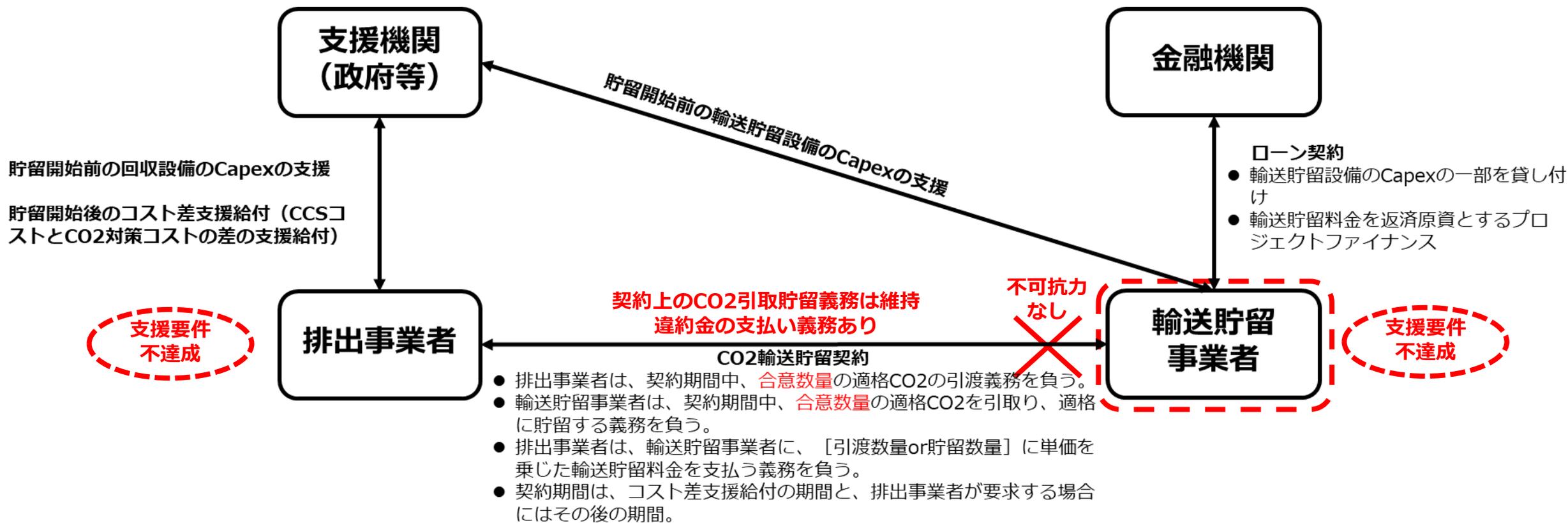
- ✓ 排出事業者にとっては関知しない事由。支援機関から排出事業者へのOpex (設備維持・待機の費用等) 支援の措置が必要か。
- ✓ 排出事業者にとっては関知しない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か。
- ✓ 輸送貯留事業者にとっても帰責性のない事由。支援機関から輸送貯留事業者へのOpex (設備維持・待機の費用等) 支援の措置が必要か。
- ✓ 輸送貯留事業者にとっても帰責性のない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か。

# 不可抗力事由以外の原因によって、 排出事業者のCO2引渡量が「合意数量」に達しなかった場合



- ✓ 輸送貯留事業者にとっては関知しない事由。支援機関から輸送貯留事業者へのOpex (設備維持・待機の費用等) 支援の措置が必要か (ただし、排出事業者に請求する違約金でカバーされた部分は不要か)。
- ✓ 輸送貯留事業者にとっては関知しない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か (ただし、排出事業者に請求する違約金でカバーされた部分は不要か)。
- ✓ 排出事業者に帰責性あり (排出事業者のコントロールの及ぶ事由が原因)。特段の措置がなければ、排出事業者は、一律、①Capex支援の要件不達成の責任、②Opex (設備維持・待機の費用等) 支援の不給付、③輸送貯留事業者に対する違約金の支払いといった取り扱いを受ける可能性。しかし、**帰責性が低いものについては不可抗力事由に準じてもいいのではないか。**

# 不可抗力事由以外の原因によって、 輸送貯留事業者のCO2引取貯留量が「合意数量」に達しなかった場合



- ✓ 排出事業者にとっては関知しない事由。支援機関から排出事業者へのOpex（設備維持・待機の費用等）支援の措置が必要か（ただし、輸送貯留事業者に請求する違約金でカバーされた部分は不要か）。
- ✓ 排出事業者にとっては関知しない事由。Capex支援の要件不達成を許容する措置が必要か（ただし、輸送貯留事業者に請求する違約金でカバーされた部分は不要か）。
- ✓ 輸送貯留事業者に帰責性あり（輸送貯留事業者のコントロールが及ぶ事由が原因）。特段の措置がなければ、一律、輸送貯留事業者は、①Capex支援の要件不達成の責任、②Opex支援（設備維持・待機の費用等）の不給付、③排出事業者に対する違約金の支払いといった取り扱いを受ける可能性。しかし、**帰責性が低いものについては不可抗力事由に準じてもいいのではないか。**

# 不可抗力事由に準じててもよい場合があるのではないか（一試案）

帰責性の程度	例	取扱い
<p>排出事業者・輸送貯留事業者に、<b>故意がある場合</b>（意図的に合意数量に達しないことにした場合）や、<b>重大な過失がある場合</b>（通常の業界水準の注意を払っていたならば、合意数量に達しなくなってしまうことを予見し、回避できたにもかかわらず、予見しなかった場合、または予見したにもかかわらず回避しなかった場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済性判断の基づく稼働方針の変更</li> <li>● メンテナンス不足による設備故障</li> <li>● 操業管理の見落としによる事故</li> </ul>	<p>①Capex支援の要件不達成の責任、②Opex支援（設備維持・待機の費用等）の不給付、③相手方に対する違約金の支払といった取り扱いを受けることもやむを得ないと解される</p>
<p>排出事業者・輸送貯留事業者の過失が、<b>軽度な過失に留まる場合</b>（相当高度な水準の注意を払っていたならば、合意数量に達しなくなってしまうことを予見し、回避し得たが、予見できず、または予見したにもかかわらず回避できなかった場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予見が相当困難な設備不具合</li> <li>● 予見が相当困難な地下構造上の障害の発現</li> </ul>	<p>CCS事業への参入が事業者に過度な負担を強いることにならないように、<b>不可抗力事由の場合に準じた取扱い</b>が認められてもよいと解される。</p> <p>即ち、支援機関において①Capex支援の要件付達成の許容、②Opex支援（設備維持・待機の費用等）の給付といった取り扱いを受けるとともに、民民の契約においても③相手方に対する違約金の支払いについても免除されるような措置を講ずることも合理的ではないか。</p>

## 「不可抗力事由」「不可抗力事由の取扱いに準ずべき事由」の該当性判断の連携の必要性

- ▶ CCS当事者の法律関係は、①支援機関と排出事業者、②支援機関と輸送貯留事業者、③排出事業者と輸送貯留事業者、④輸送貯留事業者と金融機関等、複数存在する。そして、特段の措置がなければ、「不可抗力事由」に該当するかどうかの判断や、「不可抗力事由の取扱いに準ずべき事由」を認めるか否かは、各法律関係の当事者により個別に判断されるので、統一的・整合的にならない可能性がある。
- ▶ 例えば、①支援機関と排出事業者の法律関係と②支援機関と輸送貯留事業者の法律関係において「不可抗力事由」に該当すると判断されても、③排出事業者と輸送貯留事業者の法律関係と④輸送貯留事業者と金融機関間の法律関係では「不可抗力事由」に該当しないと判断され、違約金対象事由、デフォルト事由となった場合、支援機関が想定したリスク分担とならない虞がある。
- ▶ 例えば、①支援機関と排出事業者の法律関係と②支援機関と輸送貯留事業者の法律関係において「不可抗力事由の取扱いに準ずべき事由」に該当すると判断されても、③排出事業者と輸送貯留事業者の法律関係と④輸送貯留事業者と金融機関間の法律関係ではそもそも「不可抗力事由の取扱いに準ずべき事由」を認めていない場合、排出事業者、輸送事業者、金融機関の間では、違約金対象事由、デフォルト事由となり、支援機関が想定したリスク分担とならない虞がある。



---

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

パートナー 弁護士 紺野博靖

[h.konno@plus.nishimura.com](mailto:h.konno@plus.nishimura.com)